

自治体警察・千歳町警察署

北海道警察誕生までの戦後千歳警察史

守 屋 憲 治

新千歳市史編集委員会専門部員

はじめに

キャスリン・モリス主演の米テレビドラマ『ゴールドケース』をよく見た。フィラデルフィア市警察署未解決事件専従捜査班の女性刑事リリー・ラッシュが事件を解き明かす内容だ。事件当時のヒット曲が回想シーンのアクセントになっている。米国のテレビ、映画の警察ものを見てみると、「市警」といって自治体が警察を有していることがわかる。『刑事コロンボ』はロス市警だった。我が国においても戦後の混乱期に米占領軍の意向によって米制度を参考にした「市警」「町警」といった自治体警察があった。千歳においては千歳町警察署があった。敗戦直後の昭和二十三年から朝鮮動乱を経て主権を回復する二十七年までの間、占領下で最も困難な時代でもあった。

本稿では、敗戦時から昭和二十九年に北海道警察が発足するまでの千歳における警察（治安）組織について考察することとしたい。

千歳における敗戦時の軍事警察組織など

昭和二十年八月十五日、日本は米英との総力戦に敗れた。十月五日には小樽から上陸した米占領軍が千歳にも入った。十二年七月勃発の盧溝橋に端を發する日支事変（→支那事変）からは八年目のことであった。

千歳には昭和十四年十月開庁の海軍航空基地があり、軍事警察として現・自

衛隊札幌地方協力本部千歳地域事務所の場所に陸軍北部憲兵隊司令部（札幌）直轄千歳分隊（当初旭川憲兵隊札幌憲兵分隊千歳分遣隊）があった。敗戦時分隊は一八名の憲兵から組織されていた。嚴重に保たれていた軍律は敗戦によって機能を失い憲兵隊の威厳は失墜した。

このようななか八月二十二日、軍司令部は連兵隊、各鎮守府、各警備府、各艦隊、各航空艦隊の司令長官に対して進駐してくる占領軍との無用な摩擦を避けるため自発的に武装を解除するよう大海令を發した。しかし、武装解除後の治安維持のほか、兵器、軍事施設の監視保管のため必要最小限度の武装兵力に憲兵的任務を与え海軍保安隊（Naval Police）を新設することとした。

大海令を受け九月七日、大湊警備府／第十二航空艦隊から千歳にも海軍保安隊を設置する旨の電報が入った。千歳は空地分離後の地上要員部隊である北東海軍航空隊司令を指揮官として、札幌を含み管轄し兵力は五〇〇、兵器は拳銃もしくは棍棒という軽装備だった。保安隊員は白地の上部に「NP」、下に「大湊海軍保安隊」の文字を横書きした腕章を着用することとした。

海軍部内にはこの保安隊を海軍再興の礎にどの思いがあった。しかし、連合国は日本国軍を完全に解体することとし、軍によるいかなる武装組織も認めなかったため海軍保安隊は準備段階で崩壊した。

ほかに、大湊軍法会議（大湊第二復員地方裁判所）千歳出張所が昭和二十一年三月まで存続し司法警察機能を有していたが不詳である。

千歳における敗戦時の派出所・駐在所

敗戦時、内務省監督下にあった北海道庁の警察部に属する警備組織があった。千歳町では札幌警察署千歳警部補派出所の下に千歳巡查駐在所と剣淵巡查駐在所、苫小牧警察署の支笏湖巡查駐在所と千歳鉾山巡查部長駐在所（欠員）が管内の治安を守っていた（→S43・派出所等名称には階級を冠した）。

千歳警部補派出所 札幌警察署千歳警部補派出所は昭和十四年十一月、千歳海軍航空隊の創隊とほぼ同時期に開設された。航空隊創隊に伴う人口増による犯罪の増加に対処するためであったが、派出所が準備できず南長沼土工組合事務所（現・本町三丁目）を借用した。十七年十二月には一万五九六〇円の寄附を募り、郵便局長であった中川種次郎が所有し室蘭街道と由仁街道が交差する市街要衝の地であった現・本町二丁目二番地（現・ホテルグランテラス千歳向い／旧・北海道中央バス千歳ターミナルの位置）の宅地一六四坪の一部・南西角地を借地し、木造桝葺平屋建一七坪の庁舎を新築した。

昭和二十二年三月には千歳巡査部長派出所ができ、千歳警部補派出所は恵庭村の漁巡査部長派出所、島松・恵庭巡査駐在所と広島村の広島・輪厚巡査駐在所を管轄下に編入した。

千歳巡査駐在所 警察制度が大きく変遷した明治期を除くと、千歳市街には大正四年五月に独立した組織である札幌警察署漁村巡査部長派出所（M42新設）千歳村巡査駐在所が現在の本町二丁目付近に開設され、現・泉郷以東を除く大字千歳村、大字長都村、大字蘭越村を管轄した。大字烏柵舞村



写真1 吹雪の中での札幌警察署千歳警部補派出所落成記念写真（昭和17年12月17日撮影） 前列中央は中西秀弥警部補と岡本幸信町長、詰襟ホック留制服は海軍士官、略帽被用は警防団員

は二年六月から室蘭警察署苦小牧警察分署管内だったが、五年四月からは千歳村巡査駐在所が烏柵舞村のうち字本村（現・千歳川第四水力発電所ダム湖底）孵化場を管轄した。千歳村巡査駐在所は千歳警部補派出所ができるとその管理下に入った。

烏柵舞とは支笏湖を含む、現在の蘭越浄水場付近から美笛にかけての区域である（T4・四村合併→二級町村制／S17・千歳町制／S26・大字廃止）。

剣淵巡査駐在所 札幌警察署漁村巡査部長派出所管内剣淵巡査駐在所は大正十年十月（町財産表Ⅱ七月）、部落民所有地に村費によって現在地に新築された。駐在所は木造桝葺平屋建二二坪だった（ケヌフチⅡ現・泉郷）。

剣淵巡査駐在所が開設される以前、ケヌフチ以東は岩見沢警察署由仁警察分署直轄であったが、大正四年五月からホロカ（現・幌加）とシーケヌフチ（現・東丘）は三川巡査駐在所（現・栗山警察署管内）、ケヌフチとキウス（現・中央）は南巡査駐在所（現・栗山警察署南長沼駐在所／S53所名変更）が担任した。剣淵巡査駐在所は千歳警部補派出所ができると漁村巡査部長派出所管下から脱した（泉郷駐在所は昭和二十三年に改修、三十七年と五十七年に建替えられ現在に至る。現・木造平屋建六九㎡／本論Ⅱ坪・㎡混用・一坪Ⅱ3.3㎡）。

支笏湖巡査駐在所 支笏湖巡査駐在所は明治四十年九月に札幌警察署支笏湖請願巡査駐在所として開設された。設置の時期は、建設が始まったばかりの王子製紙苦小牧工場に送電する、千歳川第一水力発電所（第一発電所）の水路工事が起工した四十年五月に符合する。駐在所は発電所建設のため全国から集まった土工の騒乱を防ぐ治安維持のため、王子製紙が駐在所を建設し巡査の給与を賄うことで派遣を請願してできた。駐在所の位置は第一発電所があった烏柵舞村水溜（現・水明郷）であった。

請願巡査駐在所の廃止時期は明治末期と考えられる。千歳川に五つある発電所の中でも群を抜いて大きな第一発電所が概成し苦小牧工場に送電を開始し

たのは明治四十三年七月のことであった。なお、請願巡査は明治十四年から昭和十三年までの間、内務省通達によつて制度化されたが企業の利益保護に主眼が置かれ労働者との中立性に問題があったとされる。

烏柵舞村全村は大正二年六月に室蘭警察署占小牧分署直轄となった。四年五月からは烏柵舞村のうち字本村孵化場が苦小牧分署沼ノ端巡査駐在所の管理下となり、五年四月からは千歳村巡査駐在所に移管された。

大正十年十月には苦小牧警察署支笏湖巡査駐在所（烏柵舞村字本村、孵化場ナイベツ（現・浄水場付近）を除く）が再設置となったが、苦小牧分署が「署」に昇格したのは前年のことで、支笏湖畔に王子製紙の倶楽部支笏湖別邸が完成したのは五年のことだった。別邸は皇室をお迎えするため総檜造りの豪華な建物であった。警備上からも本署が遠隔な札幌ではなく、王子製紙苦小牧工場専用鉄道Ⅱ山線で至近な苦小牧のほうが何かにつけ利便がよかつたことが苦小牧警察署の管内だった理由かと思われる。天皇・皇族が支笏湖畔に滞在する間にあつては、苦小牧警察署管外の千歳村民は湖周辺には立ち入れなかつた。

支笏湖巡査駐在所、木造榎葺平屋建二二坪が支笏湖畔に移転したのは昭和二十年十月六日と『千歳市史』にあるが、町の財産表には「昭和十八年八月三十日」と記録がある。大正十年以降の駐在所の位置については不詳であるが、支笏湖畔に所在した駐在所の位置は湖岸の旧・支笏湖郵便局隣・ヒメマス孵化場側にあつた。駐在所は二十二年三月二十七日に烏柵舞一円を管理下に置き九月二十日には苦小牧警察署管内から札幌警察署管内に移管、ようやく懸案だった烏柵舞村の行警一致が成された（支笏湖駐在所は四十一年に現在地に移転。その後五十八年と平成二十四年に建替えられた。現・木造二階建一三五㎡）。

千歳鉱山請願巡査駐在所 千歳鉱山請願巡査駐在所は烏柵舞村美笛鳴尾の千歳鉱山尋常小学校の千歳鉱山専用軌道側にあつた。また、巡査宅は草笛にあり、現・国道276号に面した総合事務所、郵便局と並ぶ美笛の一等地であつた。

美笛金山の本格的な創業は昭和十一年に中島飛行機系列の中島商事鉱業部によつて日本鉱業系列の千歳鉱山が創設されてから以降となる。昭和十二年版『千歳村勢要覽』・官公衙には「千歳鉱山請願巡査駐在所／大字烏柵舞村美笛」の記述があることから請願巡査派出所の設立は操業当初からと考えられる。

千歳鉱山が請願巡査を必要とした理由について、労務課で福利厚生・労務管理を担当していた梶田三男の『我が人生の歩み』に記述がある。

鉱山には渡り鉱夫という制度があつた。各鉱山に居る友子の親分を頼つて渡り歩き生活をしていた。彼らは一宿一飯の恩義とか言つて、義理堅く真面目な人も居たが、中には気が荒く粗暴に振る舞う者も居た。鉱山の日常生活は余り変化がなく、仕事が終わると家で過ごすより楽しみがなかつた。そんな変化のない生活を飲酒によつて紛らわそうと、二・三人が集まると酒席になる。酒気を帯びると喧嘩が始まる。喧嘩は日常茶飯事（略）。

駐在所の当初の設置目的は鉱内夫の治安維持が目的であつたが、昭和十四年からは募集朝鮮人の採用が始まつたことから朝鮮人の治安維持も重要な業務となつた。朝鮮人は坑口に近い元山の半島人合宿「神山寮」で生活を送つた。

昭和十七年六月末の朝鮮人労働者数は、千歳鉱山が三四人、専用軌道を管理していた中村組（S23）菱中興業）が一九人であつた。

『我が人生の歩み』には、昭和十七年七月の朝鮮人合宿寮生の集団逃亡事件のほか、食糧量の不足から発生した同年九月の集団暴力事件などの詳述がある。集団暴力事件は内務省警保局保安課『特高月報』にも、食料増配を目的とする暴行事件として報告されている。

昭和十三年に請願巡査制度が廃止されてからも千歳鉱山には巡査部長が苦小牧警察署から配置されたが、十八年一月には戦力増強企業整備要綱が決定され戦力維持に不急となつた千歳鉱山は休廃山、あるいは保鉱となつた。千歳鉱山は保鉱となり、鉱内夫も激減したので派出所の巡査部長も苦小牧に引き揚げ、

敗戦時は欠員派出所となっていた。

警防団 概説した派出所等のほか警察補助組織としての警防団があった。

警防団とは、支那事変の発生に伴い従来の非常備組織の消防組を国内総合警備体制に組み入れ強化するため改組したもので昭和十四年四月に創設された。

任務は防空、消防のほか警防に関するものであり、千歳警防団は北海道庁長官の監督下にあつて札幌警察署の指揮下に入った。十九年四月からは防空監視体制強化のため常備員二名を採用した。

警防団長と副団長は札幌警察署長の具申によつて北海道庁長官が任命、団員は署長が任命した。千歳警防団のほかに千歳釧山警防団があつたが苫小牧警察署の指揮下に入った。警防団の廃止は昭和二十二年四月である。

敗戦後の警察組織

昭和二十年八月十九日、正式の降伏条件受理のためマニラ派遣軍使を乗せ木更津を飛び立った緑十字機は、苦難の末に二十一日帰国した。連合国軍最高司令官の日本進駐に関する命令書、調印すべき降伏文書、天皇の発すべき詔書案、日本陸海軍に対する一般命令（一般命令第一号）を持ち帰った。一般命令第一号中に陸海軍と警察の武装について記している。

一般命令第一号（陸、海軍）（抄） 九月二日発出

一（イ）（ト）・・・略

（・・・日本国軍隊・・・ヲ完全ニ武装解除シ・・・安全ニシテ良好ナル状態ニ於テ引渡スベキコトヲ命ズ） 追テ指示アル迄日本国本土内ニ在ル日本国警察機関ハ本武装解除規定ノ適用ヲ免ルルモノトス警察機関ハ其ノ部署ニ留ルモノトシ方法及秩序ノ維持ニ付スベシ右警察機関ノ人員及武装ハ規定セラルルモノトス

警察に関する命令内容は、「武装解除しないで法と秩序を維持せよ」とのことだった。日本陸海軍が武装を解除した後の治安維持は警察にしかできない状

況だった。世情は敗戦の混乱が招く犯罪と風紀の乱れに覆われてきた。

九月二十二日「降伏後ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針」が発表された。内容は占領のための全般的なものだったが警察に関しては次のように規定された。

司法、法律及警察組織ハ（武装解除、非軍国主義化、戦争犯罪人ニ於テ掲ケラレタル諸政策ニ適合セシムル為、出来得ル限り改革セラルルベク爾後個人ノ自由並ニ民権ヲ保護スル様進歩的ニ指導セラルベシ

さらに、十月四日にはSCAPIN 93（連合国軍最高司令官訓令93号）「政治的、公民権及び宗教的自由制限の除去に関する訓令」が発令された。これを受け特別高等警察の廃止、政治犯の釈放などが実施された。共産主義者の破壊活動などを防止することを名目とした治安維持法は十月十五日に廃止となり、日本共産党は合法化とされた。

これらの措置の目的は民主主義の徹底にあつたが、陸海軍の解体による急速な改革は治安の悪化を招くことから警察機構を維持したものであった。しかし、当時の警察官の常時の武装は権威の象徴であるサーベルの佩用のみで、戦勝国気分が酔い痴れ暴徒化する第三国人（占領国以外の外人）に対する威力にはならなかった。なお、戦前に警察官が拳銃を装備するのは国境派遣警備時、凶悪犯捕獲時など限られたものであり、敗戦時の拳銃保管率も低かった（『北海道警察史（二）昭和編（『道警史2』）』には独モ式大型自動拳銃を用いた射撃訓練中の千島派遣警察官の写真がある）。

警察官は、黒の詰襟上下に肩章、袖章、加えてサーベル佩用と威厳に満ちたものであったが、昭和二十一年三月三十一日にサーベルに替えて警棒、警杖に改正する旨の勅令が発せられ北海道においては七月を期して一斉に切り替えられた。制服も七月に同じく勅令によつて開襟にネクタイ着用とされ、北海道においては八月から実施となった（『道警史2』）。常時の武装については、一月十六日に警察官の職務遂行にあたり特定の制限のもと拳銃携行を許可する

というSCAPIN605「日本における警察の装備に関する訓令」が発令され、七月から拳銃の携行となった。拳銃は接収が解除された日本軍制式の十四年式拳銃が大部分を占め、米製拳銃の貸与が始まるまで使用された。

警察法の制定

昭和二十二年五月三日、日本国憲法と地方自治法が施行され、北海道庁は北海道、長官は知事、北海道会は北海道議会となった。地方自治法の施行に先立ち北海道庁長官選挙が四月に執行され全北海道庁職員組合委員長の田中敏文が当選した。

北海道は公選の田中知事によって管理されるといった地方分権が強化されたが、警察については従前どおりで内務大臣の指揮監督の下に警察部長の助言によって知事が管理するといった中央集権的な体制であった。

政府は警察の民主化を画策、九月に国家警察と自治体警察の二本立てとし、国家警察には全国を統治する公安庁を置くという「警察制度改組計画」を連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）に提出した。しかし、GHQからは、「国家警察と自治体警察の二本立ては全面的に賛成するが、憲法に守られた地方自治の原則に則って警察組織を完全に地方分散すべし」という不満のマッカーサー書簡が示されたことによって改革の根本方針が決まり、具現化した警察法の制定経過とその要点を『道警史2』に次のように記してある。

マッカーサー元帥書簡によって、警察制度改革の根本方針が明らかとなったので、政府は直ちに「警察法案」の作成に着手し、草案を総司令部に提案して検討を願い、さらに数次の修正を加え、昭和二十二年十一月十日、第一回国会に提出した。かくて同年十二月十七日「警察法」は法律第九十六号をもって公布されたのである。

警察法は、その前文にもある如く「国民のために人間の自由の理想を保障する日本国憲法の精神に従い、個人の権利と自由を保護するために、国民に属する民主的

権威の組織を確立する目的を以て」制定されたもので、従前の権力主義的・中央集権的な警察制度に比べ、まさに抜本的な改革であった。すなわち、その要点は次のとおりで、警察民主化の徹底および地方分権の強化が挙げられる。

- (一) 警察の責務を厳格に限定し、国民の生命・身体・財産の保護、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、公安の維持にとどめたこと。
- (二) 警察管理の責任者は、国民を代表して選任された者による公安委員会とし、公安委員会が執行の長たる警察長を任免するものとしたこと。
- (三) 市及人口五千以上の市街的町村に自治体警察を置き、それ以外の地域は国家地方警察が担当することとしたこと。

警察法の施行は昭和二十三年三月七日とされた。

要点(三)の「人口五千以上の市街的町村」の基準とは、人口が五千人以上で①中心市街地の連担戸数が全戸数の三五割以上②商工業等都市的業態戸数が全戸数の三五割以上③人口が著しく多い場合、または①②のいずれかが高率の場合は、その一方を三五割程度に引き下げられるというものであった。

当時、北海道の市町村数は二市、六五町、一九八村であったが、内務省の選定を受け、北海道議会と町村理事者の協議を経た後、自治警設置義務の二二市のほか千歳を含む六四町と二村が該当市町村として十二月二十七日に名称と管轄区域が告示された(『道警史2』)。

北海道警察部の組織はソ連に不法占拠された国後警察署と択捉島の紗那警察署を除く四九警察署が、倍以上の三五の国家地方警察(国警)と七八の自治体警察(自治警)に細分化され、国民の生命・身体・財産の保護、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、公安の維持など警察本来の職務に対し、全道警察の緊密な連携による処理がなされなくなるのではないかと危惧された。

昭和二十二年臨時国勢調査の人口を見ると千歳町の人口は一万四八一人であり、戦時下十九年の一万八千人弱までは回復していなかったが、海軍時代

からの都市的基盤があり「人口五千以上の市街的町村」の認定基準を満たしていたと考えられる（中心市街地連担戸数の資料は見出せなかった。総理府統計局『昭和四十年国勢調査報告第四卷その1』には、「昭和三十年国勢調査までは人口を都市的・農村的地域に分けていたが、町村合併、新市創設で市域が拡大したため都市的・農村的特質を明瞭に示されなくなった。このため三十五年からは人口集中地区（DID）としている」とある）。

隣村恵庭（S26・町制）の人口が一万三〇二二人と千歳と同水準でありながら自治警の設置を免れた理由として、都市的機能が未発達な農村的地域であったからであろう。米の収穫量も千歳の五三八九石に対して四倍を超えていた。恵庭は手稲・厚田・札幌・白石・広島・篠路の各村とともに札幌方面札幌地区警察署の管轄となった（札幌市周辺自治警Ⅱ札幌市警、琴似町警、豊平町警）。

千歳町警察署の発足

昭和二十二年十二月十二日付『北海道新聞』朝刊の「社説」は「新警察制度の運営」と題して「自治体の警察の経費は今年度中は国庫から支給の予定であるが、地方自治体の苦しい財政状況からすれば警察や消防の施設費や人件費を負担するのは無理」であ



写真2 千歳町警察署開設記念写真（昭和23年3月撮影）ひさしの上に「Chitose Police Station」の看板が見える 前列中央は山崎町長と村上署長 署長の右隣・米兵が占領期を物語る

ること、さらに「予想される困難の最大なものは、いわ（ゆ）るボスが警察権を悪用する懸念である。（略）いわゆるリコール制が修正案に採択されている。これによつて公安委員がボスと結び、地方議会と組んで警察権を濫用するという懸念は、構成上一応消滅した形ちであるが」と危惧する点を指摘している。結びとして「新警察制度を生んだ民主的権威を確立する目的に向かつて、一般国民も警察官も新しい警察法の意義と内容を十分にそしやくして、自らの自由と権利とを保持するために、明確なる認識を持つよう努めるところがなければならぬ」と期待を表した。

千歳町として先ず警察の運営を管理するため第四回臨時町議会で公安委員会（公安委員）の選任の同意を議会に求め任命しなければならなかった。委員は人格高潔にして町会議員の選挙権を有し、警察を含む官公庁における職業的公務員の履歴がないことが条件とされた。

協議案第一号

公安委員選任について

警察法の施行に伴い千歳町公安委員会委員三名の選任を要するが次のものを適任と認め選任したいから同意を求める

第一候補として選任したいもの

吉田 峯蔵氏 高塚 憲正氏 藤本 岩一氏

第二候補として選任したいもの

廣重 貞雄氏 前田政太郎氏 輪島忠三郎氏

昭和二十二年十二月十七日 千歳町長 山崎 友 吉

第一候補者が公安委員となることで同意を得たが、千正寺住職高塚憲正は選挙管理委員であることが公安委員の欠格条項Ⅱ警察を含む官公庁における職業的公務員の履歴があることに抵触、昭和二十三年三月に失格となり真光寺住職の羽馬聞止が就任した。吉田峯蔵は町議会議長であり元王子製紙第一発電所

所長、藤本岩一は農業者であった。

昭和二十二年十二月二十七日、警察官吏配置定数表が改正され、国警・自治警の人事異動が発令された。千歳町警察署は、警部補一名、巡査部長二名、巡查一一名という規模の小さな署だったが、自治警にあつては署員が二十名以下の署が半数を超えた（『道警史2』）。国警にあつても署員が二十名以下の署は半数近くとなり、警察の細分化を物語る結果となつた。

「千歳町警察署 (Chitose Police Station)」の正式発足は昭和二十三年三月七日であつたが、正式発足の後の三月十七日開催の第三回臨時町議会で署員の制服、署の位置・名称のほか職員定数などの議案を可決している。千歳町警察署誕生の慌ただしさがわかる事例である。

議案第三号

千歳町警察職員の服制に関する規則設定について

千歳町警察職員の服制については警察法第五十条の規定によつて規則を以つて定める必要があるので次の通り設定したい

昭和二十三年三月十七日 千歳町長 山崎 友吉

本町警察職員の服制については当分の間従前の北海道警察部の例による

但し警察吏員が制服を着用する場合は次に定める^{ひしやう}臂章を用いなければならない

制式

右腕上部階級章の上に千歳町名を表はした臂章を附する

附則

この規則は警察法施行の日から施行する

議案第四号

千歳町警察署の位置・名称・管轄区域及び警察職員定数条例設定について

警察法第四十八条の規定によつて本町警察署の位置・名称・管轄区域及び警察職員

定数条例次の通り設定する

昭和二十三年三月十七日 千歳町長 山崎 友吉

千歳町警察署の位置・名称・管轄区域及び警察職員定数条例

第一条 千歳町警察署は千歳町本町二丁目十二番地に置き千歳町警察署と称し千

歳町の区域を管轄区域とする

第二条 千歳町内に必要地に巡査駐在所を設けることが出来るその設置については

別に定める規則による

第三条 本町警察署に次の職員を置く

警察吏員

警察長（警部又は警部補）一人

巡査部長 二人

巡査 十一人

その他の職員

警察書記 一人

警察業務生 一人

第四条 警察長は警察署長を兼ねる

第五条 この条例の施行については必要なことは公安委員会がこれを定める

附則

この規則は警察法施行の日から施行する

（ルビは引用者 議案第四号〓修正可決条文を記載）

条例中「警察吏員」という文言があるが、国警の「警察官」に対して自治警では「警察吏員」とされた。

自治警を希望したのは、単身赴任を嫌う者、子供の教育環境上転校を望まない者、高齢の両親を抱え度重なる異動を望まない者などが多かった。

千歳町警察署長は、千歳警部補派出所の警部補村上茂治（のち市議会議長）

が警部に昇進し町警時代その任にあった。自治警は限られた人員の小さな組織であったため異動がなく、上司の退職以外に昇任の機会が得られないことから自治警を希望する警察官は少なかった。昇任機会を増すため、署長の下に次席・警部補が置かれたのは昭和二十四年度からで巡查部長の斉藤高明が就いた。斉藤は二十六年には警部に昇格している。小さな組織における士気維持の難しさが窺える。

警察吏員の制服は旧来の北海道警察部のものを流用することとし、階級章の上部に千歳町警察署独自の臂章を縫い着け他署と区別したが、階級章については広域非常事態時の指揮命令系統を明確にする必要性から国警、自治警共通のものを用いた。

千歳町警察署の庁舎と署員

千歳町警察署の所在は本町二丁目二番地にあり、従前の北海道警察部当時の千歳警部補派出所庁舎を転用したものであった。

庁舎は昭和十六年の新築当時、木造葺葺平屋建一七坪であったが、二十一年に米軍基地警備のため巡查部長一名と巡查一〇名の増員をみたことから庁舎は極端に狭隘となり、二十二年一月に木造亜鉛板葺二階建二九・五坪を増築、建坪三三・五坪、延床四六・五坪の新庁舎が完成した。

千歳町警察署となった昭和二十三年八月には警費八八万円の補助を得た。七四万円で留置場、当直室などを備えた別棟木造亜鉛板葺平屋建二四坪の増築と六坪の車庫を造り、残額で鑑識資材を購入した（のち六坪の車庫増設）。

米軍基地警備の任務は警察のほか警防団にも課せられた。昭和二十一年には常備員を二五名とし米軍兵舎警備に当たったが、二十二年八月には常備員全吉員が駐留軍要員に身分変更となり基地内勤務となった。

署員数の変遷をみたい。

昭和十七年撮影の千歳警部補派出所落成記念写真には警察官が三名写っている。正帽周章から写真前列中央の警察官は警部補、中列の二名は巡查と思われ。この体制で敗戦を迎えた（写真1参照）。

千歳町警察署発足時の警察吏員数は昭和二十年当時の三名に、二十一年の増員一名を加えた員数一四を踏襲したものであった。

昭和二十六年十月開催の第五回定例町議会において警察署職員定数条例の改正が行われた。二十六年四月の第四五歩兵師団の駐留によつて街には米兵があふれパンパンと呼ばれた売春婦が客引きをする荒れた状態で、やみドル、覚せい剤と進駐軍物資の不法販売に対応する観点から警察職員の定数を一四名から二五名に、その他の職員を二名から四名と大幅に増やしている。二十七年初めには第一騎兵師団が来駐し、街の状況はさらに悪化する。

昭和二十七年末をもつて千歳町警察署は廃止されるが、その時点での警察吏員は署長以下一九名で定員を割っていた。満足のいく警備体制が維持できず応援の国警警察官二〇名が派遣されていた。人口は二十三年の一萬五千人から二十七年には二萬五千人と、四年間に一万人以上増加したにもかかわらず警察吏員はわずかに五名しか増員されなかった。千歳町の苦しい台所事情を物語るものである。

千歳町警察署の運営

自治警の設置は千歳町の財政負担に大きいのしかかった。

昭和二十三年度『一般事務報告』には

八月以降町費による自治体警察の経済的運営をしてきたが、入場税の移譲だけについてみても、自治体警察を置かない村との間に甚しい遜色を見る。むしろこの制度の実施によつて自治体警察のない村は、財政的に相当大きな余裕を見せている不合理的は是正されるべきであると思はれる。

昭和二十四年三月の『第三回千歳町財政事情説明書』にも次の記述がある。

昭和二十三年七月地方財政法の制定 地方税法の全面的な改正はなされたけれどもその実情は前述の如く見るべきであつて画餅前途苦難重畳を思はせられるものであり町民各位の緊禪^{きんぜん}一番をお願ひするものであります 更にこれに拍車をかけられた如く認められるものに警察制度の改正実施による町の経済的負担と運営上の過負荷重があります(ルビ引用者)

敗戦直後の経済状況を振り返ると、日本経済は巨額な通貨発行によつてインフレーションが激化していた。昭和二十一年、政府は緊急金融措置令を發し通貨の収縮を計つたが思うような効果は得られなかつた。物価は高騰し失業者が増大、国民生活は破局に瀕した。千歳の町民税も二十二年度の一戸平均二二〇円が二十三年度には九〇〇円に跳ね上がった。二十三年にGHQはインフレを抑制するため政府に対して経済安定九原則(予算の均衡、徴税の強化、融資の制限、賃金の安定、物価の統制、貿易の統制など)の実行を指示した。さらに、二十四年にはドッジ公使を派遣してドッジプランによる緊縮財政と、シャウプ使節団を派遣してシャウプ勧告による税制の大改正が実施された。また、一ドル二三六〇円の単一為替レートが設定されたのもこの年だつた。

このような経済状況下における自治警の設置であつたので『一般事務報告』などにある表現もむべなるかなであつた。

千歳町警察署は警察吏員一四名に書記、事業生を加え一六名で構成されていたことは述べた。この警察署員等を維持する経費が町の財政に与えた影響について考えてみたい。

昭和二十五年当時、千歳町の職員数は三役を除いて四五人、警察職員一六人、消防職員(消防自動車運転員)は四人、学校職員(公務生等)四人の六九人であつた。千歳町警察署の職員は全庁職員の四分の一を占める大きな存在となつてゐた。当時、公用車は数台で移動は自転車、事務機器は鉛筆・ペン、算盤、

印刷は謄写版(ガリ版)の時代でマンパワーが主力だつた。

昭和二十四年度千歳町歳入歳出決算書によると、決算額は四千二百二十六万円に対して警察費は三百二万円で七割、職員給と職員手当(人件費)は八百八十八万円に対して百十八万円で一三割を占めていた。自治警を維持するための費用が非常に大きな額であつたことがわかる。

一方、千歳と人口規模がほぼ同じであつた隣村恵庭は国警札幌地区警管内であつたことから一銭の警察費の支出がないという理不尽な状況であつた。

昭和二十六年度にあつては決算額九千三百万円に対して警察費は五百三十八万円、うち人件費は四百十四万円と人件費の占める割合が急増している。なお、平衡交付金(現・地方交付税)は三百九万円であつた。

千歳町警察署が置かれていたころの千歳はどのような状態だつたのだろうか。

千歳町警察署は昭和二十三年三月七日に発足するが、二十五年六月二十五日に朝鮮半島において北鮮軍が南侵して動乱が發生、駐屯していた第七歩兵師団はすぐに出陣し九月に参戦した。代わつて米国南中部のオクラホマにおいて一五週の新兵教育を受けた州兵によつて編成された第四五歩兵師団が、二十六年四月二十七日に来駐するまでは比較的平穩な警備体制だつた。この間、八月二十五日には、同月十日に創設されたばかりの警察予備隊(National Police Reserve Force)の千歳臨時部隊が、空となった第一基地の一〇〇ビル(旧・共済病院)などを千歳臨時訓練所として三二〇〇余名が駐屯した。臨時部隊は二十六年四月十日、オクラホマ部隊に基地を明け渡すため移駐した。オクラホマ部隊の千歳駐留が決まると、米兵相手の売春空白地帯であつた千歳に全国から業者とパンパンが流れ込んできた。千歳において三二週の訓練を終えた新兵は昭和二十六年十二月から逐次、激戦の朝鮮半島に送り込まれることが決まっていた。戦死への恐怖から兵士は酒と女に享樂を求めた。州兵は常備軍ではなく、予備部隊であつたことも狂乱の一因だろうか。

この狂乱は十月二十六日から千歳・羽田間において一日一往復の暫定運航を開始した民間航空の祝賀ムードを霧散させた(十一月「正規運航」)。

昭和二十六年十二月末から翌月にかけオクラホマ部隊が出兵した基地には朝鮮半島から第一騎兵師団が帰還来駐した。騎兵師団の兵士は戦死からの解放感から、これまた酒と女におぼれ、狂乱は歯止めなく広がるばかりとなった。

米軍当局は千歳における米兵の性病問題を絶えず問題視した。これに対して千歳町がとった措置は昭和二十六年六月に、路上における顕な客引きを取締る「千歳町風紀取締条例」の施行程度であった。この千歳町風紀取締条例の効力について海保洋子は『女性史研究ほっかいどう』創刊号において「条例を作成・施行した同年の場合、違反者はたった一人しかいなかったことから考えても、まったくといって効力はなかった」と述べている。また、『北千歳駐屯地開庁四十周年記念誌』「駐屯地開設当時をふりかえって」に興味深い記述がある。昭和二十七年に保安隊千歳駐屯地が開設した翌年頃の市街の様子である。

・外出しても米軍が一万名位いた。それに売春婦が三千人位も居たというんですから大変でしたネ。ともかく川向うまで行けなかったものだ。川向うに行くのに売春



写真3 旧千歳町警察署のウィリスジープ(左端 - 消防時代)
昭和28年に千歳町消防本部広報車として払い下げられた(31年撮影 撮影場所:旧・消防本部=現・市本庁舎交差点前 F D)

婦をかき分けかき分け行くのだが、途中大ていの人は引張られてしまっ。

・外出したら朝の4時頃まで今の夜8・9時頃のような賑やかさでしたよ。

昭和五十年七月、六月の米軍千歳基地完全閉鎖にあわせ『北海道新聞』が千歳地方版に連載した「星条旗が残したものに警察に関連した次の記述がある。

朝鮮戦争当時、千歳の犯罪発生率は金道一であった。やみドル、覚せい剤、進駐軍物資の不法販売といった特別法違反が絶えなかった。「犯罪は増えるが警察官(吏員)はなかなか増えない。ひと月に一週間ぐらしか家に帰れなかったね」と、二十七年まで千歳(町)警察署で捜査鑑識主任(巡査部長)をしていた大矢秀計さん(のち市議会議長)は語る。() 内引用者補記

当時、夕刻になると千歳町警察署の駐車場には米軍MP(憲兵)、AP(空軍警察)のジープが待機、酒に酔いいざこざを起す米兵に備えていたという。

警察法の一部改正

昭和二十六年六月十二日「警察法の一部を改正する法律」が制定された。これまで自治警を維持してきた町村においては住民投票によって警察を維持しないことが出来るというものだった。この法律の附則には警察維持に関する責任の移転に関する特例が設けられていた。

これに対して北海道公安委員会連合会、北海道自治警察協会連合協議会は、「町村警察は廃止すべきか」という小冊子を関係機関に配布し活発な反対運動を展開したと『道警史2』にある。内容を要約すると次のとおりである。

人員の少ない自治警を廃止すれば治安が強化されるというのは誤りで、廃止となれば駐在所に置き換えられてしまう。国警に編入されれば、駐在所の背後に地区警が控えているということらしいが、現状のままでもいざという時には近隣の自治警や国警に協力を求めることができる。

自治警を廃止すると住民の利便が低下する。署でなければ処理できない事件も多

い、丸々一日をつぶさなければならぬことも起こりうる。

自治警を廃止すると警察への親しみが薄くなる。任免が町村ではなくなるし、自分の地域を守る警察は自らの手で育成すべきではないか。

自治警維持の平衡交付金が十分に交付されているとはいえないが、財政上の理由で自治警を投げ出すことは地方自治の本旨に照らし本末転倒だ。

いったん自治警を廃止すれば再び維持することは困難である。どうやって置員を採用するのかなど多くの課題がある。

自治警の廃止はあくまで慎重でなければならない。

九月八日の第三回臨時町議会において警察法の改正を受け、自治警の存続についてが付議された。町長からは「財政的には廃止することによって軽減されるが、地方自治の確立その他の点からでは存続もよいと思っている。慎重に検討してこれが存廃を決定していただきたい」というものであったが、満場一致を持って自治警存続を議決した。存続理由は次のとおりであった。

地方自治固有の基本的権能である警察をようやく維持できたのにこれを返上するということはその自主性を喪失するものであり、急激なる発展途上にある本町は、町の特異性を熟知している者がその職務を執行することが望ましく、又講和後の微妙な状況等も考え合わせ、尚財政面についても平衡交付金の裏づけもありこれが完全交付を図ることによって町財政に貧困の度を加えるものではない。

(S24・10/1弘報『ちとせ』「第三回臨時町議会情報」)

自治警を維持しないことについて、昭和二十七年二月二十五・二十六日第一回定例町議会、三月十八日第一回臨時町議会において議論されたが結論を得ることはできなかった。

昭和二十七年五月十九日には改めて「町村の警察維持に関する責任移転の時期に関する特例に関する法律」が公布された。これらの特例措置は、警察維持に関して町村の意思を早急に決定付ける結果となった。

警察を維持しないと決定した町村のうち、五月三十一日までに内閣総理大臣から警察維持に関する責任移転の時期繰上げ承認を得たものは六月一日に、責任移転を行うというものであった。

千歳町住民投票と第一騎兵師団長声明

昭和二十七年十月十八日に第二回臨時町議会が開催された。議案第七号「自治体警察を維持しないことを住民の投票に付することについて」が審議された。結果は賛成一六、反対七で自治警の存廃を住民投票に付することになった。直ちに選挙管理委員会が開催され、住民投票は十月三十日と決定した。

十月二十日の広報『ちとせ』一面トップの見出しは「自治体警察存廃の『カギ』は皆様の判断でまゝります 住民投票一〇月三〇日と決定。『どうして千歳町の自治体警察を維持しないことを住民の投票に付することになったか』として町長の説明を紹介している。

三、千歳町では自治体警察維持に対してどんな考えを持っていたか

(略) 理事者としては町民の負担を考えながら国で維持してもらおうことがよいとの考え方から一応町議会に提案自治体警察問題について相談申し上げたのでありますが、折角自治体に与えられた警察行政権であるから、町民のための警察として民営的運営を行ないたいと云う事と、近く市制施行になればどうしても自治警を維持しなければならぬ。又自治警に要する経費はたいした負担になっていないとの理由から存置の意見が強く、現在に至ったので御座います。

四、何故に今回廃止の賛否を住民に問うたのか

- イ、(略) 平衡交付金の交付額が年々減少されてきたこと(略)
- ロ、(略) 全国に類例をみない町柄から、警察力を大幅に増強しなければならぬ状況にありながら、現在財政の事情はこれを許さない。(略)
- ハ、結局財政に左右されて警察力が弱体となり、犯罪が増加し、町民が大変不安

な状態におかれている。

二、市になっても自治警を維持しなくともよくなった。

ホ、全国の九割近く、石狩支庁管内でも豊平町を除いて全部自治警廃止になって来ている。

千歳初の住民投票は十月三十日、全町二六カ所の投票所で行われ、当日有権者数八三〇七中投票総数四〇七六で投票率は四九・〇七割、有効投票三九九七のうち「廃止に賛成」二九・三二「廃止に反対」一〇・七五、賛成率は七三・一〇割という結果であった。昭和二十八年三月三十一日まで千歳町警察署が維持され、新年度からは国警に移管ということになった。

投票運動期間、賛成、反対両派の活発な行動が見られたが、投票日前日に第一騎兵師団長トルード少将が来庁、山崎町長に面会し「一カ月以内に今までの悪の九〇割を駆逐しなければ米兵の町内立ち入りを禁止する」という申し入れがあり警備力の弱体な町警を維持しようとする一派に大きなショックを与えた。これが「廃止に賛成」が「廃止に反対」に大差をつける結果となった。

千歳町ではトルード声明を受け警備力強化のため吉田公安委員長、山崎町長、斉藤町警次席が出札、国警警察官二〇名の応援を要請した。十一月六日には国警札幌方面から二〇名



写真4 「千歳川-夏の千歳川に集る米軍とパンパン-」[Ⓢ] 撮影場所：神社山下の川プール

の応援部隊が来千、町警の指揮下に入った。取締りは徹底的に行なわれた。米兵が街に出てこれなくては商売にならないと盛り場からはやみドルも見られなくなり、幸町四丁目グリーンベルト沿いにあったパンパンの性病検診病院¹¹道立^{さいわい}幸病院への受診率も漸増した。さらに江別保健所は千歳支所に性病取締員五名を配置し取締りを強化することとなった。

警備力を強化した結果について十一月二十一日、千歳町警察署長から町長宛に報告書『治安対策並に性病取締等について』が提出されている。警備力配置状況と取締りの成果については次のとおりである(要約)。

警備力配置状況をみると、警ら交通係は警部補一、巡查部長一、巡查二〇(応援警察官・巡查部長一、巡查二〇)で本署直轄及臨時派出所勤務とし強力な警察活動を行なった。捜査係は従来捜査主任以下三名の陣容であったが、今回の増員によって警部補一、巡查部長二、刑事二、司法内勤二に強化し未検挙犯罪の検挙並に重要盗難その他犯罪の捜査検挙に重点を置き強力に実施している。警備係は思想上最も注意を要する北鮮系朝鮮人は三三四名に達し日共との連絡もありその動向に注意を要するため部長一、巡查一を増員、三名の警備専従員を以って警備警察の万全を期している。鑑識係は犯罪に鑑識を十二分に活用するため今回巡查部長一を増員し二名の鑑識専従員がこれに当たっている。

業者に関しては、ピヤホール八六軒の従業婦二二八名、ローズクラブ組員三九八名(内オンリーハウス二五二)の従業婦八八九(内オンリー二二六)に対しては自衛検診の励行を指導するとともに、不良オンリーを名簿に登録するなど徹底した。七六五名の街娼等に対して性病取締りを行ない、二〇六名を強制検診した。

十一月十七日には国警札幌方面隊一七〇名の応援を得て闇取引の本拠地を急襲して覚せい剤アンブル三五七八本のほか、麻薬、タバコを押収した。さらに暴力傷害等の不良朝鮮人の取締りを強化し、十九日には三名を検挙送致した。

千歳町警察署の早期返上

昭和二十七年十一月十日、東京都下の国立町長と昭和町（現・昭島市の一部）長連名の「国警編入促進運動について」の六日付け文書が来簡した。

内容は六月に一部自治体が国警に編入以来、一〇月末までに全国五九町村において自治警の廃止が決定されたが、このままでは明年の三月末まで自治警を維持しなければならぬ。現在開会中の特別国会において「町村の警察維持に関する責任移転の時期に関する特別に関する法律」の改正を願い、本年中に国警移管を実現したいというものであった。趣旨に賛同の場合は、国警編入に関する請願書を送付されたいというもので、二十日にも十七日付けの「国警編入促進運動の其の後の経過について」が来簡した。

十一月十日、千歳町は町長、町議会議長連名の「住民投票の結果廃止決定の自治体警察を早急に国家警察に編入する臨時特別の制定についての陳情書」を提出した。陳情の趣旨には「本町は日本における悪の町と云はれ駐留軍からも全然信用を失っています」とあり、続く陳情の理由には千歳の置かれた状況が端的に述べられている。

本町は早くから日本に於ける警備の盲点として注目されていたのでありますが現在の人口の中に日共関係者約五〇〇名を始め、人口の外として朝鮮人五〇〇人、パン約二〇〇〇人、リンタク三五〇台、市街地建物の大半は飲食店、ビヤホール、露店、パチンコと云った状況にありましてあらゆる犯罪の要素をなしていると云われているのであります。

町警は現在十九名でありまして、署長以下不眠不休の活動をつづけていながら警備のじやく体は治安の全くを期する事が出来ず、全国的に集まりつゝある不良分子とともに犯罪事件は増大し、町民の不安は益々深刻となつて参つたのでありますが、町財政の貧困は警察職員の増強等不可能な実情でございます（略）この際国内治安の大きな立場から是非臨時特別の提案をしていただき一日も早くその責任が移

転されますようここに陳情する次第であります。

昭和二十七年十二月十六日、町村の警察維持に関する責任移転の時期に関する特別に関する法律の改正がなされた。町議会は二十六日に繰上げ移管することに同意、三十一日までに内閣総理大臣から責任移転の時期繰上げ承認を得た。この結果、昭和二十八年一月一日、千歳町警察署は廃止され「国家地方警察北海道札幌方面千歳地区警察署」に責任移転した。

千歳地区警察署と新警察法の制定

千歳地区警察署長には警視の佐藤吉郎が、次席には千歳町警察署で同職にあつた警部斉藤高明が引き続きその任に当たつた。

組織は、署の六係（警務、捜査、防犯統計、警備、警ら交通、鑑識）に加え千歳町内においては支笏湖巡査部長駐在所、泉郷巡査駐在所であつた。さらに、これまで札幌地区警察署管内だつた恵庭町も管轄区域となり、恵庭警部補派出所（現・泉町141所在/旧道×駅通）、恵庭第一巡査駐在所（現・大町二丁目所在）、恵庭第二巡査駐在所（現・中恵庭駐在所）、島松巡査駐在所という体制になつた。

昭和二十八年五月二十一日、千歳駅前鉄道用地に千歳駅前巡査派出所が落成した。派出所は千歳駅前交番設立委員会が寄附したもので、補強ブロック構造モルタル塗垂鉛鉄板葺二



写真5 千歳駅前巡査派出所落成記念写真（昭和28年5月撮影）

階建て坪数は一七坪であった（「交番」＝俗称、H6（正式呼称）千歳駅前派出所は第二停車場線（現・中央大通）拡幅のために四十九年、駅前広場整備事業のため五十六年に改築された、現・鉄筋ブロック造二階建四五㎡）。

本署も町警時代の一九名から大幅に増員された。昭和二十八年年度、本署は署長、次席の下に警部補四、巡査部長八、巡査二八の総員四二名となり、全署員数は五七名（発足当時五一名（千歳警察署HP）、二十九年度六六名）であった。警察官の増員は、警備の弱体から不良分子によって覚せい剤、麻薬、米軍物資の横流しといった犯罪事件が増え町民を不安に陥れ、さらに、街にあふれるパンパンによる米兵の性病予防のため千歳町は「特殊貸間業等に関する特別措置条例」の制定を迫られた状況を少しでも改善するためのものだった。

昭和二十八年七月十一日には木造モルタル造二階建六三〇坪の千歳地区警察署が、東雲町四丁目の現・千歳公共職業安定所の位置に新築落成した（警察署は三十一年と四十一年に増築し七二七坪、五十六年に鉄筋コンクリート造三階建二一八㎡の現庁舎に移転、平成二十二年には軽量鉄骨造二階建二七七㎡の分庁舎を建築した）。この時点で千歳町内には本署のほか、千歳駅前巡査派出所と本町臨時巡査派出所があった。本町臨時派出所は昭和三十年実査の『千歳町市街案内図（表紙参照）』にも、旧・千歳地区警察署の位置に「本町交番」として描かれている。三十三年八月、旧・地区警の筋向い（四丁目）に本町巡査派出所として正式に開設されるが、場所が千歳飛行場入口正面であり、警察署移転に伴う基地・空港警備の空白を埋める臨時の処置だった（本町派出所は五十七年に朝日町ミニバイパス（国道36号切替）造成・拡幅工事のため改築された、現・セラミックブロック造平屋建五〇㎡）。

千歳地区警察署の新築は千歳町が旧・千歳町警察署の庁舎を将来の町の発展を考え、国警に譲渡しなかったことに原因があった。仮に譲渡して、庁舎改築の際に本町に再建されたのでは北に伸びつつある市街地の片隅に警察署が存

在することとなり、健全な市街地の発展に寄与しないとの考えからだった。

昭和二十八年には、千歳地区警察車両としてジープ一台が配備され、翌年にもジープと人員輸送用トラックが各一台増備され機動力を増した。

このように千歳町警察署は千歳地区警察署となったが、全国的に極端な分権による国警と自治警の二本立てからくる警察組織の細分化と非効率による弱体化には変化がなく不経済であることに変わりはない。

このような状況を打破するため占領政策是正の一環として新（現行）警察法が昭和二十九年六月七日の第一九国会で成立し、翌日に公布され七月一日から施行された。これによって警察組織は都道府県単位となった。また国家的事案・広域的組織犯罪の処理にあつては都道府県警察相互間の関係を有することとなった。

全道五一の地区警察署と一六市二五町の四四自治体警察署が、北海道警察本部・五方面本部六三警察署に集約された。これによって千歳地区警察署は千歳警察署となるのであるが、北海道にあつては一カ月後に昭和天皇の戦後における全国巡幸の最後となる北海道巡幸が迫り、警備の万全を期することとなった



写真6 千歳地区警察署(昭和29年頃撮影) 右側の建物は千歳保健所 31年の庁舎増築は左側にL形でなされた 次ページは署表札

(『道警史2』)。

昭和天皇御夫妻は八月七日青函鉄道連絡船洞爺丸に御乗船、機雷警戒を行なう自衛艦隊の容赦礼を受けつつ渡道、道南、道央、道東を巡られ二十二日の第九回国民体育大会夏季大会開会式(札幌・円山)に御出席、最終日となる二十三日には千歳・北栄小学校グラウンドで二万五千人の奉迎を受けられた。その後、御夫妻は千歳から羽田まで四発のダグラス式DC・6B・トウキョウ(City of Tokyo)の初めての空の旅を楽しみながら御帰京された。

巡幸警備を終えた八月三十一日、全道一斉に警察組織の切替えを行い、九月一日から名実ともに新制度による「北海道札幌方面千歳警察署」が発足した。

参考 本論掲載外の千歳市内派出所等の経緯(施設||現況/交番||H6)

空港警備派出所 空港警備警察官派出所(S38・平和(千歳空港1F北端))↓

移転(H4・美々(新千歳空港国内線1F南端))↓空港警備派出所(H6・所名変更)↑警察官詰所(H22(国際線2F中央))

新富交番 北栄巡查派出所(S42・北信濃東9線)↓新富警察官派出所(S44町名変更・新富2)↓改築(信濃2・H14)↑コンクリートブロック造平屋建七〇m

向陽台交番 向陽台警察官派出所(H3・里美2)・セラミックブロック造平屋建五一m

住吉交番 住吉交番(H7・住吉1)・セラミックブロック造平屋建六八m

引用・参考文献

北海道警察史編集委員会『北海道警察史(二) 昭和編』 昭和四十三年 北海道警察本部

千歳市史編纂資料『昭和二十四年度諸会議』／『昭和二十四年度議会報告書その一』／『昭和二十七年諸議陳情関係(二冊ノ内二)』／『昭和二十八年議決報告書』

千歳町『千歳町弘報』／『千歳町広報』 昭和二十六年～二十九年

千歳市『千歳市史』 昭和四十四年／『増補千歳市史』 昭和五十八年／『新千歳市史通史編上巻』 平成二十二年

苦小牧市『苦小牧市史』 昭和五十一年

恵庭市『恵庭市史』 昭和五十四年

北海道庁『北海道庁公報』(巡査派出所等道庁告示・資料収集||中村康文)

千歳町『町勢要覧ちとせ』 昭和二十六年～三十二年

梶田三男『我が人生の歩み』(自作本) 平成十四年

北千歳駐屯地開庁四十周年記念誌準備委員会『北千歳駐屯地開庁四十周年記念誌』平成四年

成四年

海保洋子「米軍基地チトセの売買春の実体と住民の動向・売春防止法施行以前を中心」

に「『女性史研究ほっかいどう』創刊号 札幌女性史研究会 平成十五年

千歳市消防創設70周年記念行事実行委員会『70周年記念「炎と纏」』千歳市消防本部

平成四年

国立国会図書館憲政資料室『対日指令集(SCAPINS)』

平成十九年PDF

『北海道新聞』／『千歳民報』

協力

恵庭市

北海道警察本部／札幌方面千歳警察署・栗山警察署

金原 知一(写真撮影・Ⓚ) 写真「」||作品名

千歳市消防本部(写真提供、FD)

掲載写真の無断転載を禁ずる

